# 高浜原発3・4号再稼働反対と原発事故の避難計画等に関する質問・要望書

## 朝来市長 多次勝昭 様

若狭にある高浜原発、大飯原発の再稼働が迫ってきていますが、朝来市も二重の意味でそれらの原発事故に関わらざるを得ない状況にあると思います。そのため、下記の質問について率直に答えていただくよう、よろしくお願いいたします。

第一に、朝来市は小浜市民の受け入れ先になっています。小浜市民が本当に安全・安心に暮らしていけるような施設・設備等が整っているのかが、現在具体的に問題になります。

第二に、むしろ重要な問題として、朝来市民自体が原発事故による放射能被害を蒙る可能性があります。高浜原発から約62km、大飯原発から約74kmに位置しており(市庁舎位置)、兵庫県が昨年4月に実施したシミュレーション結果では【資料2】、甲状腺等価線量で、高浜原発時に93.2mSv、大飯原発事故時に71.4mSvとの予測結果が出ています。IAEAのヨウ素剤服用基準50mSvの2倍近くもの高い値です。井戸知事は昨年2月27日の兵庫県議会で、高浜原発で事故が起こった場合「神戸市にプルームが到達するのは、最短で2時間」と答弁しています。若狭の原発で事故が起これば、朝来市にも大きな被害が及びます。

朝来市と市民の命と安全を守るため、風光明媚で観光名所も多い朝来市の自然を守るため、原発の再稼働に反対してください。以下の質問と要望に答えてください。

なお、ご参考までに、以下の関連する内容についてあらかじめ説明させていただきます。

- ◆4月14日に福井地方裁判所が出した高浜原発3・4号運転差し止め仮処分決定【資料1】では、 基準地震動の過小評価、重要施設の耐震安全性の軽視等を踏まえ、「万が一の危険という領域をはるか に超える現実的で切迫した危険と評価できる」と断じています。さらに、これらについて、新規制基 準が規制の対象としていないことを問題とし、「新規制基準は緩やかにすぎ、これに適合しても本件原 発の安全性は確保されていない」「新規制基準は合理性を欠くものである」と厳しく批判しています。
- ◆原子力規制委員会は、再稼働によって大事故が起こる可能性を認めながら、原子力防災については 30km圏外の防護措置は必要なしとし、安定ョウ素剤の準備も不要としています。これに対して、関 西広域連合や、30km圏外の京都府・滋賀県の自治体から厳しい意見が出されています。

さらに規制委員会は、大事故を前提として、防災業務にあたる地方公務員やバス運転手の被ばく限度を現行の年1mSv から引き上げようとしています。

◆このような中で、川内原発では、住民の避難計画の実効性もないまま、また火山のリスクも軽視し、 老朽化対策も後回しで、7月7日に核燃料の装荷が開始され、再稼働が急ピッチで進められています。 関西電力も、高浜原発3・4号、大飯原発3・4号の再稼働の準備を進め、老朽化した高浜原発1・ 2号についても運転延長を求めるなど原発推進の動きを強めています。先の株主総会で、関電社長は 原発の新増設が必要とまで述べています。

# 【質問事項】

#### 1. 避難元の小浜市民の受け入れについて

朝来市の避難所は和田山体育センター等5箇所で、小浜市松永地区の住民1,277名を受け入れることになっています【資料3】。

- (1) 各避難所の一人当たりのスペースはいくらですか。通路等のスペースは確保されていますか。
- (2) 各避難所は、車椅子用のスロープやトイレはありますか。
- (3) 女性・乳幼児・高齢者・障がい者等の要援護者の数は把握していますか。 要援護者に配慮した福祉避難所や設備等を確保・検討していますか。
- (4) 避難元の小浜市と相談・調整はできていますか。小浜市から避難所の訪問等はありましたか。
- (5) 兵庫県のシミュレーションにもあるように、朝来市が被災・被ばくした場合には、小浜市住民の受け入れはできないのではないですか。この点について、小浜市と話し合いはされていますか。

# 2. 汚染検査(スクリーニング)と除染の省略等について

規制庁の指導によって関西広域連合は、汚染検査(スクリーニング)や除染の「効率化」と称して下記のような方策を示しています。(『原子力災害に係る広域避難ガイドライン』関西広域連合2014年3月27日21頁)。

- 放射能放出前に避難した場合は、汚染検査を省略することができる。
- 車両の汚染が基準値※1以下の場合は、人の汚染検査は省略。除染は車両も人もなし。
- 車両の汚染が基準値以上の場合は、(バスや乗用車の)乗員の内で「同様の避難行動をとった 集団ごとに代表者」のみに汚染検査を行う。
  - 代表者の汚染が基準値以下の場合は、集団全員を同様と見なす。除染は車両のみ。
- (1) このような汚染検査や除染の省略等では、避難する個々人の早期被ばくの確認もできず安全を 守ることはできません。また汚染の拡大防止もできません。これらを考慮すれば、汚染検査・除染の 省略等は認められないのではないですか。
  - (2) 小浜市から朝来市に避難する場合の「避難中継所」は決まっていますか。

- 2 -

<sup>※1</sup> 基準値はOIL4に基づき表面汚染密度 120 Bq/cm² (40,000cpm)。
福島原発事故翌日は 40Bq/cm² (13,000cpm: 小児の甲状腺等価線量 100mSv に相当)

#### ② UPZ (30km 圏) の場合(0IL1等の場合を除く。) 重点区域(UPZ)境界周辺 避難元地域 (避難経路上) 避難先地域 避難所 難避 バス等※ バス等※ 徒歩等 元府県2 集合場所 住民-避難所 拠 (地区単位) バス・ 点避 が継 徒歩等 バス等※ 設所 避難所 難 スは避難中継所を境 所 避難所 ·汚染検査·除染 にピストン運行させる。 (必須) 避難先に乗り入れること 被ばく検査を含む ができるのは、汚染検査・ 健康診断(全員) 除染済みの重両に限る。

・ 住民は、避難の指示に従い、地区(小学校区等)単位に、あらかじめ定めた集合場所 から避難元府県・市町が確保したバス等で避難中継所に移動し、汚染検査及び除染を 行った上でバスを乗り換えて避難所又は拠点避難所に移動する。

関西広域連合 3月27日ガイドラインp16

# 3. 汚染検査の基準 120 Bq/cm<sup>2</sup> (40,000cpm) について

- この値は小児の甲状腺等価線量 300mSv に相当し、安定ヨウ素剤服用基準 50 mSv の 6 倍です。
- また、法令<sup>※2</sup>で定められている「放射線管理区域外に物を持ち出す基準」 4 Bq/cm<sup>2</sup>以下の 30 倍です。
- (1) このような基準では、避難する小浜市の子どもや住民の汚染・被ばくの早期発見と安全確保、 及び避難先である朝来市への汚染拡大を防止することができないのではないですか。

国の検査基準のままでは、避難計画は被ばく計画となってしまうのではないでしょうか。

# 4. バスの確保、地方自治体職員やバス運転手等の被ばく線量限度について

政府は、原発事故時に住民の避難誘導や物資の輸送などにあたる地方自治体職員やバス運転手らの被ばく線量の上限を、現行の年  $1 \, \mathrm{m} \, \mathrm{S} \, \mathrm{v}$  から引き上げようとしています。 $7 \, \mathrm{f} \, 6$  日には国の検討会(オフサイトの防災業務関係者の安全確保に関する検討会)が開催され、新しい基準の検討が開始されています。鹿児島県のバス会社は「 $1 \, \mathrm{m} \, \mathrm{S} \, \mathrm{v} \, \mathrm{v}$  引き上げられるなら、協力するかどうかゼロベースで見直す」と話しています( $6 \, \mathrm{f} \, 3 \, 0$  日付毎日新聞【資料 4 】)。

- (1) 30km地点近傍に設置される避難中継所から避難所までのバスの確保はできていますか。
- (2) 地方自治体職員やバス運転手等の健康や安全を確保するために、年1mSvの現行の被ばく線量基準は守られるべきではないですか。

## 5. 3 0 km圏外の防護策必要なしとする国の指針改定、安定ヨウ素剤の備蓄等について

<sup>&</sup>lt;sup>※2</sup> 電離放射線障害防止規則 3条・31条・32条など http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S47/S47F04101000041.html

福島県では第一原発から 100km 以上離れた地域でも小児甲状腺がんの子どもがでています。 3 月末までに、100名以上の子ども達が甲状腺がんの手術を受けています【資料5】。

しかし原子力規制委員会は、4月22日に原子力災害対策指針を改定し、30km圏外では安定ョウ素剤の「準備不要」等とし、屋内退避だけに限定しています。また、SPEEDI等の予測的手法も使わないとしています。しかし他方で、事故が起これば30km圏外でも避難等が必要になると認めています。

これに対して、関西広域連合は4月23日に国に申し入れを行っています。関西広域連合の「原子力防災に関する申し入れ」【資料6】では、「実測値のみに基づく防護措置の実施、UPZ圏外の地域における防護措置のあり方等について、懸念の残る内容となった」と指摘し、これらについて、「明確な根拠をもって説明」することを求めています。また、国への「申し入れ」では、立地並みの安全協定の締結などを求め、「これらが実行されないとすれば、高浜原子力発電所の再稼働を容認できる環境にはない」と表明しています。

さらに、6月19日には、京都府・滋賀県の5市町(京丹後市・与謝野町・米原市・彦根市・大津市)が「原子力災害対策指針(改定)に対する意見」を規制委員会に出しました【資料7】。そこでは、30km圏外は防護対策必要なしとしている国の指針に対して、「『原子力災害事前対策』をはじめ応急対策、中長期対策などについて国等の当該自治体への支援に係る必要な記述をぜひ追加すべきである」と厳しく求めています。

さらに篠山市では、安定ヨウ素剤の事前配布が今年中に実施されようとしています【資料8】。滋賀県は県内ほぼ全域で安定ヨウ素剤の備蓄を決めています。

- (1) 兵庫県シミュレーション結果を考慮して、朝来市民を守るために安定ヨウ素剤の備蓄等を検討されていますか。
- (2)屋内退避の開始や解除、その情報についてどこからどのように指示が来る事になっていますか。 またその後の避難などについて検討されていますか。

朝来市内にモニタリングポストはありますか。可搬式の線量計はいくつ、どこにありますか。

- (3) 原発事故が起これば河川や琵琶湖は汚染されます。安全な水の確保について検討されていますか。現在どれくらい備蓄がありますか。
- (4) 国の指針では、妊婦・乳幼児・子どもたちへの特別な防護措置も示されていません。朝来市としては対策がありますか。
- (5) 京都府・滋賀県の5市町のように、朝来市も国の指針では30km圏外の住民の安全はまもれないと表明すべきではないですか。

#### 6. 自然災害と原発事故の複合災害及び孤立集落の問題について

内閣府が昨年実施した「中山間地等の集落散在地域における孤立集落発生の可能性に関する状況フォローアップ調査(第2回)」(2014年10月22日)では、全国の原発の約30km圏内で、自然災害により孤立する集落は2,318もあり、その内約8割の集落ではヘリコプターを使用できません。若狭の原発から約30km圏内の福井県・京都府・滋賀県の孤立集落は625集落もあり、ヘリが使用できない集落は504集落にも及びます(毎日新聞5月25日)【資料9】。

近年の地震、豪雨・土砂災害等の頻発と深刻さを考慮すれば、原発事故と同時にこれら自然災害が起こる複合災害となれば、孤立集落は避難さえできなくなります。避難できなければ、被ばくは避けられません。

- (1) 住民の安全を第一に考えれば、避難出来ない孤立集落がある以上、原発の再稼働は認められないのではないですか。
- (2) 朝来市の場合、自然災害により孤立する可能性のある地区はありますか。 小浜市からの避難道路に土砂災害等の危険区域はありますか。

# 7. 国の基準や原発の安全性を検証するために

(1)福井地裁の仮処分決定では、国の審査基準が緩やかすぎると厳しく批判しています。また、関西広域連合は、立地並みの安全協定を求めています。このような状況を踏まえて、国任せではなく、原発の「被害地元」である関西でも、国の規制基準や原発の安全性を検証するために、第三者の専門家による委員会の設置を検討すべきではないですか。朝来市として、兵庫県や関西広域連合に求めるべきではないですか。

## 【要望事項】

- 1. 関西広域連合や規制庁が進める汚染検査・除染の省略では、住民の安全を守ることはできず、避難先への汚染拡大を防止することもできません。そのため、汚染検査・除染の省略等に反対を表明してください。
- 2. 原子力災害対策指針の改定版では住民の安全は守れません。規制委員会に撤回を求め、独自のPPA対策などを検討するよう求めてください。

朝来市独自に、安定ヨウ素剤の備蓄などを検討してください。

- 3. 福井地裁の高浜原発3・4号の運転差止仮処分決定を尊重し、高浜原発3・4号の再稼働は認められないと表明してください。
- 4. 原子力規制基準や原発の安全性について検証・検討するために、兵庫県及び関西広域連合に対し、 独自に第三者の専門家による委員会を設置するよう求めてください。

2015.7.14

原発再稼働を案ずる朝来市民有志

避難計画を案ずる関西連絡会

(連絡先団体:グリーン・アクション/原発なしで暮らしたい丹波の会/脱原発はりまアクション/ 原発防災を考える兵庫の会/美浜の会)

この件の連絡先:美浜の会 大阪市北区西天満4-3-3 星光ビル3階 TEL 06-6367-6580 FAX 06-6367-6581